

- 申請方法や申請書類は、要請期間終了後(令和3年9月17日以降)に公表予定です。
- 申請にあたり、次の書類の提出をお願いする予定のため、写真等の準備をお願いします。

提出書類一覧	
1	申請書兼誓約書 ※専用書式
2	時間短縮営業を行った対象施設情報シート(施設ごとに必要) ※専用書式
3	対象施設の外観(施設名が確認できるもの)、及び内観写真
4	酒類を提供していることがわかる写真 例) 注文メニューの写し、壁面のメニューの写真、仕入伝票・領収書の写しなど
5	通常、午後8時から午前5時までの間に営業している状況がわかる写真 (認証店舗は、午後9時から午前5時までの間に営業) 例) 対象施設の看板の写真、店頭ポスター、ホームページ、チラシなど ※対象施設の名称(店名)がわかるものとしてください。
6	感染防止対策を実施していることがわかる写真 例) アクリル板等の設置、マスク着用推奨、手指消毒の徹底、換気の徹底の様子など
7	営業時間の短縮の状況がわかる写真(※時短後の営業時間がわかるもの) 例) 営業時間の短縮を告知するHP、SNS、店頭ポスターの写真、チラシ、DMなど
8	新潟県「にいがた安心なお店プロジェクト」の認証を受けている又は申請中であることがわかるもの ※午前5時から午後9時までの時短営業を行う場合
9	食品衛生法に定める飲食店営業又は喫茶店営業許可証の写し ※対象施設ごとに「有効期間の許可」の提出が必要です。
10	店舗の前年度または前々年度の飲食部門の売上高がわかるもの 共通: 売上台帳等の帳簿の写し 法人: 法人税の確定申告書第一表の写し、法人事業概況説明書(両面)の写し 個人: 所得税の確定申告書第一表の写し、青色申告決算書(1ページと2ページ)の写し
11	店舗の今年度の飲食部門の売上高がわかるもの(売上台帳等) ※売上高減少方式で支給額を算定する場合
12	申請者本人確認書類 【個人事業主のみ】 ※運転免許証、パスポート、保険証等のいずれかの写し

(申請書類の提出は、申請書の提出と同時にお願いします)